

お客様 各位

2026 年 9 月 吉日
烏山信用金庫

からしん未来応援積金発売開始について

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

烏山信用金庫では、2026 年 10 月 1 日（木）より、こども食堂寄付付きの定期積金を販売いたします。

当金庫では、今後もお客様のニーズにお応えできるよう、より一層サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 発売開始日
2026 年 10 月 1 日（木）
2. 対象者
個人・法人(個人事業主を含む)
3. 預入額
10,000 円以上 100,000 円以下
4. 期間
1 年～ 5 年
5. 金利
スーパー積金店頭表示金利+0.1%
6. 特長
積金契約額の 0.01%(20 万円上限)を栃木県こども(地域)食堂サポートセンター(県委託事業)に登録しているこども食堂に寄付します。(寄付にあたってお客様のご負担はございません。)

以上

3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



からしん 未来応援積金

こども食堂寄付つき

募集総額
20 億円



ご利用
いただける方

法人（個人事業主
を含む）・個人のお客様

掛込金額

毎月 1 万円以上
10 万円以下

掛込期間

1 年 ～ 5 年
(年単位)

お預入
金利

店頭表示金利に
0.10% 上乗せ

積金契約額の 0.01% (20 万円上限) を栃木県こども(地域)食堂サポートセンター
(県委託事業) に登録しているこども食堂に寄付します。

(寄付にあたってお客様のご負担はございません。)

お取扱い
期間

2026 年 10 月 1 日 (木) ～ 2027 年 3 月 31 日 (水)



栃木県こども
(地域) 食堂
サポートセンター



あなたの街の……

烏山信用金庫

<https://www.karashin-bank.co.jp/>



<2026. 10. 1>

定期積金

からしん未来応援積金

2026年10月1日現在

商 品 名	・ からしん未来応援積金
販売対象	・ 個人・法人(個人事業主を含む)
期 間	・ 1年～5年(年単位)
預 入 ① 預入方法 ② 預入金額 ③ 預入単位	・ 定期にわたり掛金の払込みができます。 ・ 10,000 円以上 100,000 円以下 ・ 1,000 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利 息 等 ① 適用金利 ② 支払方法 ③ 計算方法	・ 固定金利 ・ 契約時のスーパー積金店頭表示金利に 0.1%上乗せした証書記載の約定年利回りを満期日まで適用します。 ・ 給付補てん金(利息等)は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補てん金は付利単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 給付補てん金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
金利情報	・ 金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示または窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話：028-688-0041)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるかまたは約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本 1,000 万円迄とその利息が保護されます。) ・ 契約額の 0.01%(上限 20 万円)を栃木県子ども(地域)食堂サポートセンターに寄付。
取扱期間	・ 令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日